

[平成29年3月9日 予算審査特別委員会]

質問項目

- (1) 障害者の就労について
- (2) 教育活動サポーター配置事業について
- (3) 医療的ケアが必要な子どもへのサポートについて
- (4) 宮前区白幡台のコミュニティ交通導入の取り組みについて
- (5) 小学校の給食調理室の改修について

(1) 障害者の就労について

○織田勝久委員 私は、障害者の就労について、教育活動サポーター配置事業について、医療的ケアが必要な子どもへのサポートについて、白幡台コミュニティ交通導入の取り組みについて、小学校給食調理室の改修について、放課後の校庭の活用について、それぞれ一問一答でお伺いをいたします。

まず、障害者の就労について、それぞれ健康福祉局長に伺います。障害当事者の自立の視点及び増大する扶助費を抑制する視点から大変重要な施策であると認識をしているところであります。川崎市障害者雇用・就労促進行動計画の計画期間がこの3月で終了いたします。平成29年度以降の行動計画は不明であります。今後の計画策定をどのように行うのか伺います。また、基本目標の視点2にあります福祉施設から一般就労への移行を最大限目指す項目についての総括を伺います。

○成田哲夫健康福祉局長 川崎市障害者雇用・就労促進行動計画についての御質問でございますが、初めに、本計画は、障害者雇用促進法の改正など国の政策の大きな変化を受け、障害者雇用の中期的な計画推進を図るため、平成26年度から平成28年度の3年間の計画期間と定めて具体的な取り組みを行ってまいりました。平成29年度以降につきましても、引き続き事業の推進を図ってまいります。また、現在、3年間の取り組みの総括を行っているところでございますので、結果をもとに、関係機関や関係団体の御意見を伺うとともに、来年度、第4次ノーマライゼーションプランを改定することを踏まえ、策定手法や雇用情勢の変化に即した事業内容を検討してまいります。次に、本計画におきましては、重点取り組みの一つに、働く準備が整った方への支援の推進を掲げており、近年増加している精神障害者や、これまで就労に至らなかった中等度の知的障害者などへの支援を念頭に、支援ツールの開発、就労支援機関の強化、雇用を検討する企業向けのサポートの3点に力を入れてきたところでございます。具体的には、就労援助センターや就労移行支援事業所の強化を図るため、川崎就労定着プログラム「K-STEP」の開発や就労体験の場の創設などを行ってまいりました。また、企業向けのサポートとして、本市が独自に作成した合理的配慮を目的としたパターン・ランゲージを活用し、障害者理解や対応力の向上に向けた研修会を行うなど、こうしたさまざまな取り組みに

より年々就労者が増加しているところでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 ただいま御答弁いただきましたけれども、福祉施設から一般就労への移行推進、さらに障害特性の視点から、精神障害の方々の就労が重要な課題と認識しているところであります。そこで、就労移行支援事業所や市内3カ所の地域就労援助センターなどの就労支援機関による一般就労への取り組みについて、実績と課題について伺います。

○成田哲夫健康福祉局長 就労支援機関の実績と課題についての御質問でございますが、初めに、就労移行支援事業所は、2年間の就労訓練プログラムの受講を経た上で就職を目指す方を対象としており、障害者の増加に伴う支援ニーズに対応し、急速に事業所の開設が進んできております。また、就労援助センターは、平成3年度に南部で開設して以降、平成21年度に現在の3カ所体制となったところでございます。近年では、就労移行支援事業所において就職が果たせなかった方など、これまでよりも手厚い支援が必要な方の登録がふえてきている状況でございます。これらの支援機関におきましては、アセスメントや適職診断等の結果を踏まえ、個々の状況に応じた訓練、支援を実施しております。直近の就労実績は、各機関の合計で平成25年度が230人、平成26年度340人、平成27年度358人と年々増加しております。次に、就労移行支援事業所においては、他地域からの参入が見られることから、本市内における実習先企業の確保や障害者相談支援センター、地域活動支援センター、医療機関などの既存の支援機関との関係構築が課題となっております。また、就労援助センターにおいては、より就労に近い方々が就労移行支援事業所の利用を選択する傾向があることから、手厚い支援を要する新たな求職者層に対応する支援手法の導入や出口策の検討が必要となっております。こうした課題の解決に向けて、K－STEPなど独自支援ツールの活用や事例検討会の開催に取り組んでいるところでございます。また、今年度の新たな取り組みとして、東京大学先端科学技術研究センターやNPO法人ピープルデザイン研究所と連携し、短時間雇用創出プロジェクトをモデル実施するなど、支援機関の強化に向け取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 今答弁にありましたけれども、K－STEPプロジェクトや短時間雇用創出プロジェクト、さらに職場における障害特性の啓発につながるパターン・ランゲージなど、特に精神障害の方々の雇用、就労につながる先進的な取り組みを本市が行っておりますことに改めて敬意を表しておきたいと思えます。とは申しながら、障害者の就労に向けての取り組みの実態は厳しいのが現実であります。ディスプレイをお願いします。ちょっと見にくくて恐縮ですが、これは厚生労働省の就労移行支援事業所による一般就労への移行率別の施設割合の推移であります。これは全国ベースであります。下から上に年度が新しくなるのでありますけれども、一番左の黄色いところが、一般就労移行率がゼロであります。ゼロが大体35%から40%ということ。それで、右のほうに行くに従って就労率が高くなるわけでありまして、50%を超えるのが、一番右のピンク色

のところということでもあります。便宜的に20%ということ国のほうがくくっておりますが、それでも5割に満たないというのが現状となります。大変厳しい現状だということでもあります。

これが、同じく国の資料でありますけれども、就労継続支援A型・B型の1年間の一般企業への就労状態ということでもあります。左側が就労継続支援A型、右側が就労継続支援B型であります。就労継続支援A型につきましては7割、就労継続支援B型におきましても約8割、これは1年間に一人も一般企業への就職者が出ていないという現状であります。

さらに、川崎市のデータを見ますと、先ほどの国がつくったデータと同じように川崎市のほうのデータを健康福祉局に加工していただきましたが、市内26カ所の就労移行支援事業所の実績でありますけれども、やはりゼロ%が33%、また、右のほうを見ていただいて、50%を超えるピンク色が3.7%ということで、一般就労への移行率が20%以上の施設は48.1%ということでもあります。ただ、この移行率の数字をそのまま単純には見られないのは、事業所によって受け入れることのできる人数の差もありますし、また、実際全然受け入れの実績がない事業所もありまして、例えば、2人いるうちの1人が就職すれば50%となってしまいますが、20人の中で仮に4人が就職できたとしてもパーセンテージとしては25%となりますので、なかなかこの数字だけで全ての評価にはならない。そういう意味でいくと、やはり定着率ということが今後の大きな課題になるんだろうと思うわけでもあります。

それから、これは川崎市の3カ所の就労援助センターの就労者の推移でありますけれども、一番下のところを見ていただきたいと思うんですが、平成26年度、平成27年度、就労者の数は543人から764人ということで、この5年間で間違いなくふえているのであります。一番右に目を転じていただきますと、これは離職者の数であります。平成26年度が68人、平成27年度が118人ということで、就労全体がふえている中で離職者もふえている。その離職者の中で大きくふえているのが精神障害の方たちだということでもあります。障害者雇用促進法の改正により、平成30年度から法定雇用率のいわゆる分母に精神障害の方の算入が義務づけられるわけでありまして、そういう意味では、今、川崎市が精神障害の皆さんの就労に先進的に取り組んでいるということの評価させていただくわけでもありますけれども、いよいよ定着率もしっかり見ていく必要があるということでもあります。

それから、これは平成25年度に同じく就労援助センターが定着率を調査したときの資料であります。一目瞭然でありまして、上は知的障害の皆さん、真ん中が身体障害、一番下が精神障害の方たちであります。間違いなく精神障害の皆さんの定着率は下がる。とにかくやめてしまうという実態が見えるわけでもあります。ディスプレイを消してください。

それで、改めてお伺いいたしますが、現行の障害福祉計画——これはノーマライゼー

ションプランであります。——の日中活動系サービスの見込み量と考え方と平成27年度実績値を比較すると、就労移行支援も就労継続支援B型も一応見込み量はクリアされているわけでありまして。しかし、一般就労を目指す就労移行支援については、その定着率が重要であると今申し上げてきたところでありまして、その定着率の把握の考え方と実績値があれば伺います。

○成田哲夫健康福祉局長 定着率についての御質問でございますが、障害者雇用促進法の改正により、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化され、変化しやすい体調で就労定着が難しいと言われる精神障害者の就労者数の増加が見込まれる中、定着支援のための取り組みがより一層重要になるものと考えております。本市におきましては、今年度から市内就労移行支援事業所に対して、事業所から一般就労した方の1年後の就労定着者数の調査を行っているところでございまして、平成26年度に一般就労した方の定着率は72.9%でございました。今後につきましては、市内3カ所の就労援助センターにつきましても調査を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○織田勝久委員 ただいま定着率についてもしっかりと把握していくという答弁をいただきましたので、引き続きしっかりと見ていきたいと思っております。この定着率の問題と就労の実態について、また今後の市の施策については、大変重要なテーマでありますので、今後、引き続き継続的に取り上げていきたいと思っております。

(2) 教育活動サポーター配置事業について

次に参ります。教育活動サポーター配置事業について伺いたいと思っております。教育活動サポーターと申しますのは、学校現場で非常に重要な役割を果たしていると思っております。わけでありまして、基本的には、学習活動の支援、授業における支援、補習学習、教員支援等、それから教育相談活動支援、授業離脱や非行傾向がある児童生徒への逐次対応、相談活動等、3つ目の項目として、その他教育活動支援、事故防止のための校外活動、体験活動等の引率支援、それが教育活動サポーターの大きな役割となっておりまして、俗に言う席に座ってられない子どもの対応等を今一生懸命やっただけでございます。そういうことの中で担任が授業のほうに集中できる環境をつくる、そういうことを含めて大変御苦労いただいているわけでありまして。ちなみに、サポーターに支払われる報償費でございますが、1回4時間3,000円ということで、来年度の予算も平成28年度の予算と比べて横ばいでありまして。ただ、1回4時間3,000円でございますが、これは交通費とか給食費を抜かれますと手取りで大体1,500円ぐらい、そうすると、4時間で割ると最賃にも満たない、そういう大変な現状の中で頑張っているということでもあります。年に3回にわたり、各学校からの要請によって学校ごとの配置回数を決定しているということでありまして、特に年度末において報償費等の不足が見込まれることにより、区における配置回数を調整することがある、さらに、無償での活動をサポーターに依頼する事例などがあるということをお聞きするところであります。このような事

例が発生する原因について、また、予算要求のあり方を含め伺います。さらに、平成29年度は、状況により年度途中での報償費等の不足が見込まれた場合はどのように対応するのか、教育次長に伺います。

○西 義行教育次長 教育活動サポーター配置事業についての御質問でございますが、教育活動サポーターは、児童生徒へのきめ細やかな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援に当たる役割を担い、各校に配置しているところでございます。配置に当たりましては、学校の状況に応じて、各区教育担当が調整の上、適切に配置回数を決定しており、学校は教育委員会が作成した配置事業実施計画に基づき活用を図っているところでございますが、学校からの要請の状況によっては配置回数の調整に苦慮するケースもございます。平成29年度につきましては、引き続き学校の状況に応じた配置を行い、学校支援の取り組みの一つとして、予算措置も含め、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○織田勝久委員 この教育活動サポーターを受け入れるのに当たり、どうも学校ごとにその体制にばらつきがあるということが見受けられるわけでありまして。受け入れ体制と教育活動サポーターの役割について、例えば教育委員会でマニュアルを定めるなど、効率的・効果的に活用するための整備が必要であると考えます。対応を伺います。さらに、この際、教育活動サポーターの活動の調査をしっかりと行っていただいて、実際に正確に把握すべきと考えますが、あわせて、これは教育長に伺います。

○渡邊直美教育長 教育活動サポーターの受け入れ体制についての御質問でございますが、教育活動サポーターのより効率的・効果的な活用を図るために、学校とサポーターとの事前の連絡調整が確実に行われるよう、一層の学校の受け入れ体制の整備を進めてまいります。教育活動サポーターの学校での活用場面や効果について実態を正しく把握することは、より有効な活用につながると考えており、今後におきましては、区教育担当が各校への定期訪問時にサポーターの活動状況を確認するなど、実際の活用状況の把握に努めてまいります。以上でございます。

○織田勝久委員 今回、事前のやりとりで担当の方はかなり具体的な事例等を申し上げておきました。率直に予算が全然足りないという認識を持っております。議論させていただいた例の高校の奨学金ではありませんが、予算の上限によってサービスの中身というものが制限されるということであると本末転倒かと思っておりますので、とにかくまず実態の把握をしていく、そういう答弁をいただきましたので、まずその内容をしっかりと見てまいりたいと思っております。引き続き注視してまいりたいと思っております。

(3) 医療的ケアが必要な子どもへのサポートについて

次に、医療的ケアが必要な子どもへのサポートについて伺います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が昨年公布されました。この改正法により新設された児童福祉法第56条の6第2項の規定

が平成28年6月に施行されたわけであります。厚労省、内閣府、文科省からの合同の通知には、今回の法改正の趣旨も踏まえ、医療的ケア児やその保護者の意向を可能な限り尊重しつつ、学校において医療的ケア児が安全に、かつ安心して学ぶことができるよう、医療的ケアを実施する看護師等の配置または活用を計画的に進めるとともに、看護師等を中心に教員等が連携協力して医療的ケアに対応するなどの体制整備に努めていただくようお願いするとあるわけであります。ところで、横浜市では、たんの吸引が必要な幼稚園児がこの4月に小学校に進級するのに際して、当事者親子の要望を受けて、親の付き添いなしに伸び伸びと学校生活を送れる環境整備を目的として、当小学校への看護師の配置を決めたとの新聞報道がありました。横浜市では医療的ケアが必要な子どもが通う学校には全て看護師を配置することにしたのか、さらに、この児童のケースは特例なのか、経過を確認しておきます。さらに、本市も当然に看護師の専属配置の議論を進める必要があると考えますが、あわせて教育長に見解を伺います。

○渡邊直美教育長 医療的ケアについての御質問でございますが、横浜市では、平成29年度にモデル校1校に看護師の配置を行い、運営上の課題や今後の制度運営について検証すると伺っております。本市の小中学校等における医療的ケア支援事業につきましては、保護者から、子どもが自分でケアができるようになったという声や、専門的な立場からの助言をもらえるなどの声があるところでございます。教育委員会といたしましては、他都市の動向を踏まえながら、今後も個別のケースに柔軟に対応することができるよう、本人、保護者の意向、学校の状況を適切に把握し、その上で児童生徒の自立と保護者の負担軽減に資する医療的ケアの環境整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○織田勝久委員 基本的には、まず子どもの自立、それから親のレスパイト、その2つの面から環境整備をしっかり進めていただくということを改めて要望しておきます。これについても、また引き続き注視してまいりたいと思います。

(4) 宮前区白幡台のコミュニティ交通導入の取り組みについて

次に参ります。宮前区白幡台のコミュニティ交通導入の取り組みについて伺いたいと思います。向ヶ丘遊園駅とたまプラーザ駅を結ぶ路線バスが本格走行することになりました。同地区を走る路線バスとコミュニティ交通導入の関係性をどのように位置づけて取り組むのか、基本的な考え方を伺います。さらに、このコミュニティ交通を担う事業者として、例えば乗り継ぎ券の活用など、その互換性の有用性から、新路線バスの事業者である市バスと東急バスに積極的に打診を行うべきと考えますが、まちづくり局長に見解を伺います。

○金子 督まちづくり局長 白幡台地区におけるコミュニティ交通導入に向けた取り組みについての御質問でございますが、白幡台地区につきましては、狭隘な道路が多く、大型の路線バスの運行が困難なことや、バス停までの高低差、移動距離が課題となって

いる地区でございます。今回、本格運行を行う向ヶ丘遊園駅—たまプラーザ駅間のバス路線は、既存のバスルートを運行いたしますので、本地区における全ての課題改善につながるものではないことから、引き続き本市と地元協議会でコミュニティ交通の導入に向けた取り組みを進めてまいります。次に、本地区の運行事業者についてですが、現在、地元協議会の取り組みにおいて、コミュニティ交通の導入に向けた運行方針案を策定しているところでございます。今後は、本地区の走行環境テスト等の取り組みに協力いただける運行事業者について、神奈川県バス協会を通じ、協会の会員である市バスや東急バスなどに働きかけを行う予定でございます。以上でございます。

○織田勝久委員 まちづくり局長から答弁いただきましたが、これを受けまして、交通局として積極的にかかわることは検討できないのか、これは交通局長に伺います。

○飯塚 哲交通局長 コミュニティ交通についての御質問でございますが、これまで市バスでは、コミュニティ交通が運行される際には、運行計画に対する助言と走行上の課題や問題点の指摘といったノウハウの提供や運行実験の実施など、その促進に協力してきたところでございます。今後の地域公共交通におきましては、超高齢社会の進展などを踏まえた身近な交通環境の整備方策などを明らかにしていくことが重要な課題であると認識しております。こうしたことから、公営交通事業者である市バスでは、市バスネットワークの充実を図ってまいりましたが、今回実施した向ヶ丘遊園駅からたまプラーザ駅を結ぶ路線の新設も一つの契機として、川崎市総合都市交通計画の見直しの検討に合わせて、地域公共交通における果たすべき役割についても、関係部局との連携協議のもと、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○織田勝久委員 ディスプレーをお願いします。これは、せんだって私が都市計画道路梶ヶ谷菅生線のときに使った資料であります。北のほうから南におりてくる黒い線が今回改めてバス路線となりました向ヶ丘遊園駅—たまプラーザ駅線でありますけれども、白幡台、南平、また、ちょっと上に行けば初山の団地等もありますけれども、そことまさにどんびしゃりの位置にあるわけであります。それで、高低差のある、地域公共交通としての役割はないけれども、せつかくここに幹線路線バスを走らせるということでもありますから、バス事業者であります市バス、東急バスと連携をするということの実験をすべきだろうと強く思うわけですが、今、交通局長からも一つの契機としてということをお願いいたしましたので、ぜひこれはまちづくり局と交通局が市内の調整というものをしっかりしていただいて、どういうことができるかということをしっかり議論していただきたいと思います。多分今のままでいきますと、交通局さんが踏ん切りをつけるというのはなかなか厳しいでしょうから、せつかくの市の施策として、ぜひまちづくり局のほうから引っ張り込んでいただく、そういうことのお願いができればありがたいなと思います。

それで、昨年12月の第4回定例会の代表質問で、平成29年度の総合都市交通計画の見直しに当たり、地域交通など身近な交通環境の整備について、取り組みの方向性につき

まして検討してまいりますと三浦副市長から答弁をいただきました。そこで、かつてのように、これは平成13年でありましたけれども、鉄道駅、バス停留所をそれぞれ起点として円を描き、さらに新たに山坂の勾配等を数値化するなど加味した上で、交通不便地域、あるいは交通空白地域を便宜的に再定義して、この交通不便地域もしくは交通空白地域の解消を地域住民並びに行政区及び事業局が連携して取り組む、そのようなスキームを試行する価値があるものと考えますけれども、検討はできないのか、三浦副市長に伺います。

○三浦 淳副市長 総合都市交通計画の見直しについての御質問でございますが、地域公共交通につきましては、超高齢社会の進展等を踏まえ、身近な地域における交通の一層の充実を図るため、地域特性や市民ニーズを適切に踏まえた交通環境の整備がますます重要になってくるものと考えております。こうした認識のもと、現在進めております見直しの中では、日常生活において交通課題がある地域の視点や道路環境等を踏まえ、地域公共交通における路線バス等の役割について検討するとともに、バス事業者と連携した取り組みを推進するなど、路線バスを基本とする身近な交通環境の整備に向け、幅広く検討を行っているところでございます。以上でございます。

○織田勝久委員 今、副市長の答弁をいただきましたが、まさに路線バスを基本とする身近な交通環境の整備ということでございますから、ぜひ御検討いただければと思うわけでありまして。走行環境テストの事業者の募集が、年度が明けて連休明けぐらいということも一つ言われておりますので、余り時間がないわけでありまして。ぜひ局間の連携をしっかりと進めていただければと要望させていただきます。

(5) 小学校の給食調理室の改修について

次に参ります。小学校の給食調理室の改修について問題提起をさせていただきたいと思っております。ディスプレイをお願いできますか。実は直近に地元の小学校を何カ所か視察してまいりました。あえて固有名詞は出しませんが、これは小学校の給食調理室の天井であります。よく見えないかもしれないんですが、何を申し上げたいかといいますと、冬に大変な熱を使って調理をしますので、天井に結露ができるというテーマであります。この天井が古い天井なんですね。こういうところに結露ができるということ、それから先にお見せしてしまいますけれども、これが休憩室であります。休憩室の入り口で、ちょっと暗いんですが、これが中身、一応広さは6畳あるということですが、荷物等が置いてありますから4畳半ということであります。このような環境があるということでもあります。冬の寒さと結露対策、そして夏の暑さ対策について教育次長に伺います。

○西 義行教育次長 給食室の環境改善についての御質問でございますが、児童数の増加等に伴い、全面的な給食室の改修が必要となる学校につきましては、床面をドライ方式に改修するとともに、暑さ寒さ対策として空調設備を導入しているところでございます。加えて、厨房機器が発する熱を低減する低輻射型の厨房機器の導入も進めていると

ころでございます。既存給食室の寒さ対策につきましては、局所的な暖房器具の設置について検討してまいりたいと考えております。また、結露につきましては、学校の立地状況や構造等により完全に防止することは難しい状況ではございますが、換気扇を増設するなど、個別の状況に応じて結露の解消に向け検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○織田勝久委員 引き続き、給食調理員用の休憩室についてお伺いをいたします。

○西 義行教育次長 給食調理員用の休憩室についての御質問でございますが、給食調理業務を委託化した学校においては、従事者の増加により休憩室が狭隘化している現状があり、学校によっては休憩時間をずらすなど運用面で対応しております。現時点においては、休憩室の拡張はスペースの関係から難しい状況でございますが、別の場所に休憩スペースを確保するなど、暑さ対策も含めて学校と協議し、検討してまいります。以上でございます。

○織田勝久委員 特に結露の問題は、やはり衛生面で問題があるだろうと。それが1つ。それから、寒さ暑さは両方大変なんです、特に暑さ対策を何とかできないものか。それで、かつて直営の時代は、調理員は、子どもさんの数に合わせてですが、大体1校平均4人ぐらい。ただ、今、民間事業になってから、基本は4人でありましてけれども、それ以上上乘せで、大体12人から14人ぐらいいらっしゃるということの中で、少なくとも実質4畳半、5畳ぐらいのスペースで14人の方が休憩する。しかも、その冷暖房も十分ではないという環境では大変気の毒かなと思いますので、個別の学校ごとにもう一度しっかり調べていただいて、対応できるところからしっかりお願いできればと思います。

最後の放課後の校庭の活用については、ごめんなさい、時間がなくなりましたので、また引き続きお願いいたします。終わります。